



社労士のつぶやき(85) 定期健康診断について

小さな会社の「小さいけど面倒な問題」の一つが労働安全衛生法で義務付けられている定期健康診断です。従業員が20人以上いて駐車場を確保できるくらいの会社なら、検診車が来て職場ごとに一斉に、で済みますが、10人くらいの零細では従業員ひとり一人の時間を社長や総務が調整し、病院を予約してあげて健診に行かせなければなりません。費用も会社持ちで、違反すれば50万円以下の罰則があります。

健診は年1回受診しなければなりません。レントゲンで放射線をそんなに浴びて大丈夫なのかな、血圧、身長、体重を年1回測ったからって何の意味があるのかな、等々の疑問は尽きないものの、従業員にとっては定期的に健康をチェックできる有難い制度でもあります。健康診断の制度は戦前からありました。それは男は兵隊に、女は産めよ増やせよのために、工場の労働などで身体を損なってはならぬ、というお国の意思で推進されました。戦後は国民の健康福祉増進政策が推進され、労働者だけでなく子どもや高齢者を含め健診体制が確立し、現在に至っています。

●深夜業の定期健診

安衛法は高熱・低温物、重量物、粉じん、水銀など、聞いただけで身体に悪そうなモノを一定以上扱う仕事を「有害な特定業務」に定めています。これらに従事している労働者には年2回の定期健診を義務付けていますが、この有害業務の一つとして深夜業が含まれているのです。

深夜業が有害業務に指定されたのは75年も前の1948年ですが、当時は工場で長時間かつ交替制で働く労働者を想定していました。労働基準法制定当時、深夜(夜10時～朝5時の勤務)の基準をできるだけ短くして長時間働かせたい産業側と、労働者の健康を守れと主張する行政側の妥協の産物として「年2回の健診」が定められたと思われます。しかし時は流れ、深夜業と言えば製造業ではなく今はサービス産業であり、しかも非正規労働者が大半を占めています。国は安衛法を改正し、制度や基準、診断項目のあり方等を社会の変化に対応させていかなければならないとは思いますが、企業側としても、長距離トラックや警備業、コンビニなどで深夜営業がある事業所は、まずは現行の安衛法を守るため、おおよそ週30時間以上の勤務で深夜の時間帯に例え30分でも週1回以上働かせている従業員がいる場合、年2回の健診を実施していかどうかを確かめる必要があるでしょう。カネと手間はかかりますが、従業員の健康を守るのは事業主の務めなのですから。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2023年2月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	152.0円
ハイオク	162.0円
軽油	134.0円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	152.0円
ハイオク	162.0円
軽油	126.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	147.6～149.6円	148.6～150.6円	147.2～149.2円
ハイオク	157.6～159.6円	158.6～160.6円	157.2～159.2円
軽油	123.3～125.3円	127.1～129.1円	125.3～127.3円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	ENEOS ウイング'	FLEX & TRUST カード'(Shell)	TRUST & FLEX カード'(出光)	エネクスフリート
レギュラー	146.1～148.1円	148.7～150.7円	149.3～151.3円	144.5～146.5円
ハイオク	156.1～158.1円	158.7～160.7円	159.3～161.3円	154.5～156.5円
軽油	121.0～123.0円	127.2～129.2円	122.5～124.5円	122.5～124.5円

【価格は税抜】